

掛川市告示第54号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成24年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年掛川市条例第93号）第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月22日

掛川市長 松井三郎

1 趣旨

この一般廃棄物処理実施計画は、ごみ及び生活排水の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

2 計画期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで